

## 南種子町農業委員会平成 28 年 4 月総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 4 月 22 日（金）午前 9 時 37 分から午前 10 時 27 分

2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	8 番	西田 暁	
	9 番	高田 照美	10 番	白川 秋信	
	12 番	小山 重和			

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 18 年度第 7 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 21 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 農地流動化奨励金交付申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗

農地振興係長 河野 彰子

7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

- 議長 長 ただ今から、第 21 回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
- (「はい。」の声あり。)
- 議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。(議席番号) 1 番、寺田 誠 委員。2 番、池亀 昭次 委員を指名します。
- 議長 長 日程第 2、諸般の報告。局長が行います。
- 事務局 長 それでは会長諸般の報告をいたします。資料をご覧ください。
- 【別途資料「会長諸般の報告」を読み上げ】
- 以上で(諸般の)報告を終わります。
- 議長 長 (諸般の報告に対しての) 質疑については、この後開催されます全員協議会で行いたいと思います。
- 議長 長 日程第 3、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 18 年度第 7 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。
- 議長 長 事務局より議案第 1 号の説明をお願いします。河野係長。
- 事務局 長 議案第 1 号は農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権 1 件)について承認を求めるものでございます。資料 3 ページをお開きください。
- 平成 18 年度第 13 号にて承認された、平成 18 年 12 月 1 日公告の一部変更に関するものでございます。
- 平成 18 年 12 月 2 日から平成 28 年 12 月 1 日までの 10 年間設定期間で、畑 7,140 ㎡、合意解約日は平成 28 年 3 月 31 日付けで借りの都合により合意解約するものでございます。
- 資料 4 ページをお開きください。変更計画内訳書について説明いたします。
- 整理番号 1 番、利用権設定をする者は〇〇〇〇番地〇〇 A さん、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇〇〇番地 B さんでございます。登記・現況は、畑で 2 筆の 7,140 ㎡。サトウキビを作付けしておりましたが、借りの都合により合意解約するものでございます。
- 個別の資料については、5 ページに添付してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。
- 以上、承認を求めます。説明を終わります。
- 議長 長 ただ今事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。
- 議長 長 質疑ありませんか。
- (「ありません。」の声あり)
- 議長 長 異議がないようですので、議案第 1 号については、原案どおり決定する

ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成28年度第21号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。

なお、整理番号2番については、中里委員が農業委員会法第24条議事参与の制限に該当することとなります。依って、中里委員の退場を求めます。

(中里 安男 委員、退場)

議事 局長 議案第2号 整理番号2番の説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成28年4月28日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権7件の内1件を定めたいので、承認を求めるものでございます。資料は10ページをご覧ください。整理番号2番を説明いたします。

今回、利用権設定をする方は南種子町〇〇〇〇番地 Cさんで、利用権設定を受ける方は〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇 Dさんでございます。この方は農業の開始であります。

現況は、田が1筆の2,942㎡です。設定期間は、5年間設定です。

個別の資料につきましては、13ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で(7件のうち1件について)説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

議長 異議がないようですので、整理番号2番については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。整理番号2番については原案どおり決定いたしました。中里委員の入場を求めます。

(中里 安男 委員、入場)

議長 それでは事務局より議案第2号 整理番号1番・3番から7番までの説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成28年4月28日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権7件のうち残り6件につ

いて定めたいので、承認を求めるものです。資料は 10 ページをご覧ください。

今回、利用権設定をする者は、南種子町〇〇〇〇番地〇 E さん 外 5 件で、利用権を受ける方は、〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 F さん 外 5 件です。

現況は、田が 3 筆の 2,862 m<sup>2</sup>、畑が 9 筆の 34,173 m<sup>2</sup>、全体で 37,035 m<sup>2</sup> です。設定期間は 5 年間設定で、新規設定 3 件と再設定 3 件となっております。

個別の資料につきましては、12 ページから 19 ページに添付してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上 7 件に関する利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

続いて、資料 20 ページをお開きください。

農地中間管理権 4 件について、説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の農用地利用集積計画の承認について、平成 28 年 4 月 28 日を公告日とする農用地利用集積計画 農地中間管理権取得 利用権設定 4 件を定めたいので、承認を求めるものです。資料は 21 ページをお開きください。

利用権設定を受ける者が（公益財団法人）鹿児島県地域振興公社で、利用権を設定する者は、〇〇〇〇番地 G さん 外 3 名の方です。

全体では、田が 15 筆 20,889 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆の 2,975 m<sup>2</sup> となっております。設定期間は、5 年間設定が 1 件と 10 年間設定が 3 件となっております。

個別の資料については、22 ページから 35 ページに添付してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めるものでございます。説明を終わります。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑ありませんか。

（「ありません。」の声あり）

議長 長 異議がないようですので、議案第 2 号 整理番号 1 番・3 番から 7 番については原案どおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。整理番号 1 番・3 番から 7 番については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第5、議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、を議題にします。申請人・H。事務局より議案第3号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 資料は36ページをお開きください。

議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるものでございます。整理番号1番を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、鹿児島市〇〇〇〇—〇〇のHさん。

土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇 1筆で、登記地目が田、農地台帳上の現況地目も田でございます。地積は466㎡です。

変更年月日については、平成10年以前でございます。

現況は、『申請地は平成10年以前より雑種地（資材置き場）として利用され現在に至っております』とのことです。

参考資料といたしましては、37ページに添付してありますので、お目通しをお願いします。

以上1件の内容につきましては、4月11日の現地調査において、相違ないことを確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします、整理番号1番、石堂委員。

7番委員 はい。何か、この議案をひっくり返すような感じなんですけれども、Hさんが、うちの主人にも聞いたところ、いないんじゃないかというところで、あと隣りの人にもHさんは生きているのかということで、ちょっと問題になりまして、おそらくいないんじゃないかというところで、あと現地調査の折りに、係長にこれは誰から出た議案ですかと言ったら、〇〇事務所から出てきた議案だということで、まあ現地は確かに荒れていて、農地に復帰するのは少々難しいかなというのを感じているんですけれども、現地はそんな状態です。だけど、その申請を〇〇事務所に誰が出したのかなあというのを、ちょっと疑問に思ったんですけれども。議題とは違うんですけれども。あの、現地は確かに畑にするには少々困難な場所ではあります。

このHさんは、結構〇〇のあちこちに土地がありまして、そのまま残っています。Hの名前のまま、それでうちのところにもちょっと引っ掛かりまして、あそこの農道を作るときですから何十年も前なんですけれども、その時に、Hさんの名義を変えるというところで、中々印鑑を押してもらえなかったものですから、〇〇建設さんに仲に入ってくださいまして、〇〇建設さんの親戚なんです。で、仲に入ってもらって、印鑑を押しもらったという経緯がございまして、それで誰が〇〇事務所に出したと

かなあと言うて、紙を見せてもらいましたところ、住所も自筆では無くてスタンプ判でしたので、住所と名前が、それで不思議になって、隣の人にも聞いてみたんです。そうしたら、もういないんじゃないのという話でしたので、どんなかなあと思って、確認の仕様がなくてでした。私もHさんに連絡が付きませんので、すみません。そういう状態です。

議 長 事務局、そういう経緯について〇〇事務所のほうから聞いていますか。  
事 務 局 はい。現地調査の関係の時に、まあそういうことがありましたので、〇〇事務所のほうに、Hさんの確認をしたところです。えー、この住所のあるところにご健在でいらっしゃるということでしたので、確認はとれております。

また、税務課のほうにつきまして、ここのところについて課税がされているかどうかという確認をとったところ、まあこの地においては、免税されている農地なので、税務課のほうから納付書を送るようなことはないということでしたけれども、今回、〇〇事務所のほうに確認をしたところ、まあご健在であるということでした。

議 長 はい、そういうことでございます。いいですか、石堂委員。

7番委員 はい。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第6、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題にします。譲渡人・I、譲受人・J 外4件を議題にします。

なお、整理番号2番において、池亀委員が農業委員会法第24条議事参与の制限に該当することとなりますので、池亀委員の退場を求めます。

(池亀 昭次 委員、退場)

議 長 事務局より(議案第4号)整理番号2番についての説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 議案第4号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるものでございます。まず、整理番号2番について、資料を読み上げます。

(整理番号2番。)譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地〇 Kさん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇 Jさんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇〇。地目は共に畑、地積は1,067㎡

です。所有権移転で、売買及び経営拡大によるものでございます。

この件につきましては、43 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は48 ページから添付してあります。

また、この件につきましては、4月11日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 　　ただ今の説明に関連して、それぞれ担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします、整理番号2番、寺田委員。

1番委員 　　はい。申請の2番の件と、それから5番の件とは関連がありますので一緒に述べたいと思います。Kさんの畑とそれから5番目のLさんとの農地ですけれども、ほぼ同じところにありまして境界が全くなく、土手もなく一連の、1枚の畑になっている状況でございます。それで通路のほうもあるように書類上ではなっておりますが、現状ではほとんど全部作られているということでございまして、まあ本来であれば、Kさんが買いたいんですけれども、資金面での都合が出来ないということで、Lさんが売却をするということで併せて、Kさんの土地も一緒にJさんのほうに売却して、農地の集積を一緒にするというところでございました。以上でございます。

議 長 　　説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 　　はい。他にありませんか。

議 長 　　異議がないようですので、議案第4号 整理番号2番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。(議案第4号) 整理番号2番については原案どおり決定いたしました。

池亀委員の入場を求めます。

(池亀 昭次 委員、入場)

議 長 　　続きまして事務局より議案第4号 整理番号1番・3番・4番・5番の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 　　それでは整理番号1番から、資料を読み上げます。

(整理番号1番。) 譲渡人が鹿児島市〇〇〇〇番〇号 Iさん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇 Jさんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇〇〇。地目は畑、地積は合計で3,418㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、42 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条

第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は47ページから添付しております。

続いて、整理番号3番。譲渡人が愛知県豊橋市〇〇〇〇丁目〇番地〇(〇〇) Mさん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地 Nさんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇。地目は畑、地積は707㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、44ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は49ページから添付しております。

続いて、整理番号4番。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地〇 Oさん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇〇 Pさんです。

土地の所在が、〇〇〇字〇〇〇〇—〇〇。地目は畑、地積は2,277㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、45ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は50ページに添付してあります。

続いて、整理番号5番。譲渡人が東京都調布市〇〇〇〇丁目〇〇番地〇〇〇〇 Lさんです。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇 Jさんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇〇。地目は畑、地積は3,624㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、46ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は51ページから添付しております。

以上4件につきましては、4月11日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。(整理番号)1番、寺田委員。

1番委員 はい。これも〇運送のJさんが買い取るということでございますけれども、この畑はQさんが作付けをしておりましたけれども、譲渡人が売却をするということで、Jさんがそれを引き継いで買って、サトウキビを作付するという申請でございます。

Jさんにおいては、機械の能力なり、それから労働の機能なりを、ちゃんと全部効率的に利用出来るものと思います。以上でございます。

議長 長 整理番号3番、小山委員。

12番委員 はい。譲渡人・Mさんの夫Rさんと、N君のお父さんは従兄弟に当たります。まあ、Mさんも87歳ということで、5年前から愛知県の豊橋市に転出されまして、農業は後継者もないということで、リタイア



というか、Nさんは経営拡大を図り所有権を移転したいということで、買ってもらいたいというのが本音だと思うんですね。それで一応このようになりました。4月11日の現地調査により、事務局より説明がありましたように、49ページの地図に詳しく書いてありますように、経営拡大のためということで、ご承認方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長  
4番委員

整理番号4番、古市委員。

はい。譲受人のPさん、譲渡人のOさんですけど、これはあの、政恵さんのお父さんであるSさん。この方が7年位前に、まだOさんに名義を変える前に売るということで買って、値段的なことは決めなくて、まあそれと名義変更を中々しないということで、まあ金額のほうを中々言わないということであったんですけど、今度地籍等ありまして、値段もほぼ決まりましてまあ反当〇〇万円ということで2反5畝ということで、実質は2反5畝ないけど今まで使っていたし、税金も払っていたということで〇〇〇万円ということで一応まとまりました。それでPさんは以前からハウスを造ってレザーをやっていますので、その分の税金等のことを考えて、高くても仕方ないということで、よろしくお願いいたします。

議 長

整理番号5番については先ほど寺田委員からの説明を受けておりますので、省略をしたいと思います。以上で説明が終わりました。

議 長  
議 長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第4号 整理番号1番・3番・4番・5番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号 整理番号1番・3番・4番・5番については原案どおり決定いたしました。

議 長

日程第7、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題にします。譲渡人・T、譲受人・U 外1件を議題とします。事務局より議案第5号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局

資料のほうは52ページをお開きください。

議案第5号は、農地法第5条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、転用申請が2件でございます。整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 Uさん。譲渡人が〇〇〇〇番地〇 Tさん。

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇—〇。登記・現況は畑。地積は500㎡です。

転用計画としましては、地目を宅地に変更。

工事計画は、平成28年5月から平成28年7月まで。

資金のほうは、土地取得費 〇〇〇万円、造成費 〇〇万円、建築費・居宅費 〇, 〇〇〇万円、物置 〇〇〇万円、合計 〇, 〇〇〇万円、全て融資によるものでございます。

転用目的といたしましては、一般住宅です。

転用事由の詳細につきましては、「現在借家住まいで、子供も成長し手狭になってきた為」とのことです。

周囲の状況につきましては、「北・東・西側に譲り渡し人の農地があり、南側が町道となっております。周囲に対しては、被害が及ぶことのないよう充分留意いたします」とのことです。

なお、申請地は農業振興地域外、及び都市計画区域内で、農地区分は「2種農地」であり、許可基準は「その他」に該当すると思われ、所有権移転によるものです。

参考資料は53ページから添付しております。

続いて整理番号2番でございます。譲受人が〇〇〇〇番地〇 V さん。譲渡人が〇〇〇〇番地〇〇 W さん。

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇—〇〇。

登記・現況は畑。地積は 500 m<sup>2</sup> です。

転用計画といたしましては、地目を 宅地 に変更。

工事計画は、平成28年5月から平成28年9月まででございます。

資金のほうは、土地取得費 〇〇万円、造成費 〇〇〇万円、建築費・居宅費 〇, 〇〇〇万円、合計 〇, 〇〇〇万円、自己資金 〇〇〇万円、融資 〇, 〇〇〇万円によるものです。

転用目的としましては、一般住宅です。

転用事由の詳細につきましては、「現在借家住まいで、子供も生まれ手狭になってきた為」とのことです。

周囲の状況につきましては、「北・東・西側に譲り渡し人の農地があり、南側が町道となっております。周囲に対しては、被害が及ぶことのないよう充分留意いたします」とのことです。

なお、申請地は農業振興地域内及び都市計画区域内で、農地区分は「2種農地」であり、許可基準は「その他」に該当すると思われ、所有権移転によるものです。

参考資料は58ページから添付しております。

なお、以上2件につきましては、4月11日の現地調査において申請内容等について確認を実施しております。以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号1番、寺田委員。

1番委員 　　はい。Uさんは、〇〇牧場の婿さんに当たります。それは関係ありませんけれども、ということで、〇〇〇の T さんの土地ですけれども、

その周辺は四方八方家で包まれておりまして、一連となっている土地は、譲渡人の T さんの土地でございまして、そこに家を建てることによって北側の農地についてですけれども、それはちゃんと通路を確保された状態で宅地が設定されているようでございますので、周辺の農地に被害が及ぶようなことはないと思われまます。以上でございます。

議 長  
6 番委員

整理番号 2 番、中峰委員。

はい。譲渡人・W さんと、譲受人の V さんは、親戚関係、縁戚関係ではありません。友達という関係らしいです。現在、V さんは、中種子の建設会社に勤めておる訳ですが、近い将来的に南種子町に残って農業に就きたいということで、W さんが、そうであれば、今の現在の宅地の北側、西側、東側が牧草地でありますので、そこで何らかの支援をしていきたいということで、この申請を出しております。以上であります。よろしくご審議願います。

議 長  
議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長  
10 番委員

はい、白川委員。

はい。整理番号 1 番のこの 500 m<sup>2</sup> というと、150 坪ぐらいだと思いますが、あそこら辺は坪 3 万円くらいするんですか、ちょっと教えてください。取得費が〇〇〇万円ということは、150 坪で計算したところ、3 万円くらいです。

議 長  
事 務 局

はい。事務局。

坪単価につきましては、一般に町道とか買収があちこち入る時は、公共ですので土地鑑定士を呼んで評価をしてもらいます。皆さん、あちこち坪どれくらいかというのは、概ねご承知かと思いますが、白川委員からありましたように、私も土木に長くいましたけど、〇〇〇付近は今の坪単価で推移をしている状況にあります。3 万から 4 万ですね。あくまでも、こういう問題は売り手と買い手との目標によって違うので、買いたい人はものすごく求めていれば高く、逆に売りたい人が押し付けたら下がるということで推移していて、私のほうでも〇〇〇ではこれぐらいですというのは言い切れないですけど。この値で妥当かと思えます。

10 番委員  
議 長

はい。分かりました。

はい、他にありませんか。

議 長

異議がないようですので、議案第 5 号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 5 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第 8、議案第 6 号 農地流動化奨励金交付申請について、を議題に  
します。申請人・X 外 13 件を議題とします。

議 長 事務局より議案第 6 号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 はい。それでは 64 ページをお開きください。

議案第 6 号は、農地流動化奨励金交付申請について審査を求めるもので  
す。申請人は、X さん 外 13 件です。

全部の合計といたしましては、計 25 筆、面積は合計 735 アール です。  
奨励金の合計金額が、36 万 7,500 円 となります。

以上につきましては、4 月 11 日の現地調査において、全て耕作されて  
いることを確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 6 号については、原案どおり決定する  
ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案ど  
おり決定いたします。議案第 6 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。